

令和8年度

日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金
事業者公募要領

日向市 経済戦略部 商工港湾課

1. 公募の趣旨

日向市では、「第3次日向市総合計画」のまちづくりの基本目標のひとつである「活力とにぎわいにあふれ、交流が広がり、将来にわたって誇れるまち」の実現を目指し、商工業の振興や恵まれた地域資源を磨き上げ、稼ぐ力と雇用を生み出すための取り組みを進めています。

この公募は、基本目標の達成に向けた施策の一つとして、省力化製品、オーダーメイド設備又はソフトウェア（以下「製品等」という。）の導入を支援することで、労働生産性の向上や従業員の賃上げを促進し、売上拡大や生産性向上を図る市内中小企業および小規模企業（以下「企業等」という。）を支援することを目的としています。

※本公募は補助事業者の採択を行うためのものであり、補助金の交付決定を行うものではありません。

2. 補助事業名

日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金

3 公募期間

公表の日から令和8年7月31日（金）まで

4. 補助率及び補助金の額

補 助 率：補助対象経費の3分の2以内

補助上限額：1,000万円 ※1万円未満切り捨て

ただし、日向市内に本社又は本店を有しない企業等は補助上限額を500万円とする。

5. 補助対象者

- （1）日向市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和元年日向市条例第73号）第2条第1号及び第2号に規定する企業等のうち、従業員を常態的に1人以上雇用している企業等。
- （2）本市に事務所又は事業所を有する企業等であり、個人事業者にあつては、本人が本市に居住している者。
- （3）市内において、補助対象事業が完了した日から起算して5年間以上にわたって事業活動を行う意思がある企業等。
- （4）上記（1）から（3）に該当する企業等であっても、以下の①から③のいずれかに該当する企業等は、応募できる対象から除外する。
 - ①日本標準産業分類における大分類A－農業、林業又は大分類B－漁業に該当する農林漁業者。
ただし、製造、加工等の事業を行っているものについては、当該製造、加工等に直接係る部分に限り、補助対象とする。
 - ②日本標準産業分類における大分類P－医療、福祉に該当する医療福祉業者。
 - ③資本金又は出資金の額が5億円以上の法人により、その出資の全部を受け、又はその発行済株式の総数の全部を直接又は間接に保有されている法人。

6. 補助対象者の交付要件

交付要件に関する事項については、交付申請時及び実績報告時に提出書類に基づいて確認する。

採択後に交付申請時に確認する要件を満たしていないことが判明した場合は、採択を無効とし、交付決定後に実績報告時に確認する要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 交付申請日及び実績報告日時点において、事業場内最低賃金の額が宮崎県の地域別最低賃金の額以上であること。
- (2) 実績報告日時点において、常時使用する従業員の人数が当該申請日時点と比較して減少していないこと。ただし、当該減少が就業規則に基づく退職、自己都合退職その他市長がやむを得ないと認める事由によるものを除く。
- (3) 申請日時点において、次に掲げる事業計画を有していること。
 - ア 補助年度の翌会計年度において、生産性の向上又は売上げの拡大に係る具体的な目標を記載した事業計画
 - イ 実績報告日時点において、事業場内最低賃金の額を申請日時点の事業場内最低賃金の額と比較して5パーセント以上引き上げる事業計画
- (4) 法人にあってはその役員、個人事業者にあっては本人が反社会的勢力に該当しないこと。
- (5) 申請日時点において、法人にあっては日向市税賦課徴収条例（昭和30年日向市条例第17号）に規定する市税（以下「市税」という。）の滞納がなく、個人事業者にあっては市税及び日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）に規定する国民健康保険税（以下「国民健康保険税」という。）の滞納がないこと。

7. 補助事業概要

補助対象事業については、次表に定めるとおりとする。

補助対象事業	労働生産性の向上や従業員の賃上げを目的に、製品等の導入により実施する事業であって、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 業務改善に取り組む事業 (2) 新製品又は新サービスを開発する事業 (3) 売上高の増加、販路の拡大又は生産性の向上に取り組む事業 (4) その他市長が補助対象と認める事業
補助対象外事業	次の各号に掲げる事業は、補助対象としない。 (1) 国又は県（以下「国等」という。）が助成（国等以外の機関が、国等から受けた補助金等により実施する場合を含む。）する他の制度と同一又は類似内容の事業 (2) 補助年度の翌会計年度内に経費の削減又は売上げの増加が見込まれない事業 (3) 事業の内容が射幸心をそそるおそれがある事業 (4) 公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあり、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業 (5) 補助対象経費が150万円未満となる事業 (6) その他市長が補助対象外と認める事業

補助対象経費 (以下「9. 補助対象経費」に詳細を記載)	1 補助対象事業により導入される製品等に要する経費のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 (1) 製品等の購入費、運搬費、設置費、電気工事費、給排水工事費その他導入に直接要する経費であること。ただし、利用料、保守料その他製品等の維持管理又は継続的な使用に要する経費を除く。 (2) 製品等が日向市内に導入されること。 (3) 製品等の1件当たりの取得価格が、消費税及び地方消費税の額を除いた額で10万円以上であること。 (4) 令和9年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出すること。 2 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。 (1) 建物建築費(電気工事費及び給排水工事費を除く) (2) 土地の購入に要する経費 (3) 消費税及び地方消費税に相当する額 (4) 証拠書類等により支払額を確認することができない経費 (5) 補助対象事業との関係が不明確であると市長が認める経費 3 補助対象経費は、交付決定日以後に契約又は発注を行い、納品、設置、検収及び支払が完了したものに限る。
補助率	補助対象経費の3分の2以内とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
補助金の額等	1 補助金の上限額は、1,000万円とする。ただし、本市に本社又は本店を有しない企業等については、補助金の上限額を500万円とする。 2 補助対象経費が150万円に満たない補助対象事業は、補助の対象としない。なお、交付決定後に補助対象経費が150万円を下回る場合は、この限りでない。

8. 公募申込書提出

(1) 提出期限 公表の日から令和8年7月31日(金)午後4時30分必着

(2) 提出先 日向市経済戦略部商工港湾課

(3) 提出方法 電子メールにて提出 <電子メール送付先: syoukou@hyugacity.jp>

※件名は「日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金 公募申込(事業者名)」とすること。

(4) 提出書類 以下のとおり ※公募様式は市ホームページからダウンロードすること。

市ホームページ: <https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=260629154017>

※原本の提出は、採択後又は交付申請時に求める場合がある。

【法人用】提出書類一覧	
公募様式第1号	日向市 DX・生産性向上等設備導入事業応募申請書
公募様式第2号の1	法人に関する事項
公募様式第3号の1	事業計画(事業概要・事業課題等に関すること)
公募様式第3号の2	事業計画(製品等の導入に関すること)
公募様式第4号	事業収支計画

公募様式第 5 号	資金計画
公募様式第 6 号	土地・建物の概要
	パンフレット等、法人・事業所の事がわかる資料
	直近の事業年度に係る法人税確定申告書
	定款
	履歴事項全部証明書
	土地又は建物を自己所有している場合は、登記事項証明書（全部事項証明）を提出すること。
	土地又は建物を賃借している場合は、賃貸借契約書の写しを提出すること。設備の設置工事等について所有者等の承諾が必要な場合は、当該承諾書の写しも併せて提出すること。
	見積書
	導入する製品等のカタログ（性能の説明等）
	位置図、配置図、平面図
	現況写真

【個人事業主用】提出書類一覧	
公募様式第 1 号	日向市 DX・生産性向上等設備導入事業応募申請書
公募様式第 2 号の 2	事業所に関する事項
公募様式第 3 号の 1	事業計画（事業概要・事業課題等に関すること）
公募様式第 3 号の 2	事業計画（製品等の導入に関すること）
公募様式第 4 号	事業収支計画
公募様式第 5 号	資金計画
公募様式第 6 号	土地・建物の概要
	パンフレット等、事業所の事がわかる資料
	直近の確定申告書
	開業届の写し又は営業していることが証明できるもの
	土地又は建物を自己所有している場合は、登記事項証明書（全部事項証明）を提出すること。
	土地又は建物を賃借している場合は、賃貸借契約書の写しを提出すること。設備の設置工事等について所有者等の承諾が必要な場合は、当該承諾書の写しも併せて提出すること。
	見積書
	導入する製品等のカタログ（性能の説明等）
	位置図、配置図、平面図
	現況写真

9. 補助対象経費

経費区分	内 容
機械装置等	(1) 補助事業のために使用される機械装置等の購入に要する経費 (2) (1) と一体で行う運搬、設置並びに電気工事及び給排水工事に要する経費
システム構築等	(1) 補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等（クラウドサービスを含む。）の購入・構築に要する経費。ただし、HPやECサイトの開設若しくは改修に必要な経費、月額又は年額の利用料、保守料、通信料、ライセンス更新料その他の経常的経費を除く。 (2) (1) と一体で行う運搬、設置並びに工事に要する経費

10. 経費の見積り

事業に要する経費の見積りを徴取する際には下記に留意してください。

- ・補助対象とする製品等は、見積金額が単価 10 万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上のものに限ります。
- ・見積書及び請求書については、「〇〇一式」とせずに、明細が分かるよう記載してください。
- ・物品の購入等に当たっては、日向市内や宮崎県内の事業者を優先的に活用するように努めてください。補助対象経費を日向市内や宮崎県内の事業者から調達している場合は加対象となります。
- ・補助対象経費は、すべてにおいて3者以上の見積りを徴取してください。ただし、3者以上の見積りを徴取することが困難又は不相当である場合は、3者以上の見積りを徴取することが困難又は不相当である理由を記載した理由書（任意様式）を提出してください。
- ・相見積りを取得する際は、発注を予定する業者に取得を依頼せず、申請者自らが相見積り業者に依頼し取得してください。相見積りの内容について申請者が把握されていない場合は、申請者が個別に見積りを依頼したものとはみなしません。
- ・補助金交付申請時において、補助金の額を算定するために簡易な方法での調達物品等の金額算定資料（カタログ、web サイトの画面のコピー等）を提出することは可能ですが、補助事業の着手（物品の発注等）に当たっては、正式に見積り・相見積りの徴取を行ってください。
- ・補助金額算定のために徴取した見積書の有効期限が発注時点で切れていた場合は、受注者（発注先）が承諾された場合を除き、あらためて見積書を徴取するようにしてください。
- ・補助事業を実施するにあたって、見積と異なる内容で見積を徴する必要がある場合は、事前に市に報告し、その指示に従ってください。

11. 物品等の発注及び支払い

物品等の発注及び支払いにあたっては下記に留意してください。

- ・採択は補助金の交付決定ではありません。交付決定前に契約、発注、納品、設置、検収又は支払いを行った経費は補助対象となりません。
- ・発注にあたっては、売買契約等の契約を締結することに努めてください。ただし、契約を締結することが困難又は不適當である場合は、契約書に代えて請書、見積書によることができます。
- ・支払い方法は、原則として現金払い又は銀行振込（ネットバンキングを含む。）で行ってください。
- ・クレジットカード、電子マネー、小切手又は手形等での支払いは認められておりません。これらの方法でしか支払いができない経費は補助対象外となります。
- ・支払いの際は、他の支払いとは区別して行い、金額や経費内訳がわかるようにしてください。
- ・振込手数料や代金引換手数料は補助対象となりませんので、必ず自ら負担し支払うようにしてください。相手先が負担した場合は、手数料額を値引きした額が補助対象となります。
- ・銀行振込の場合、支払口座名義は補助事業者名義（法人の場合は法人名）としてください。
- ・支払いを証する書類（振込依頼書、振込画面のコピー、領収書等）を必ず取得するようにしてください。
- ・交付決定後に事業内容の変更（補助対象経費の変更や大幅な増減等）を行おうとするときは、事前に市へ相談し、その指示に従ってください。

12. 質問の受付・回答

- （１）質問の受付期間 公表の日から令和８年７月２４日（金）
午前８時４５分から午後４時３０分まで（土日祝日は除く）
- （２）提出方法 電子メールで経済戦略部商工港湾課宛に送付する。
電子メール送付先：syoukou@hyugacity.jp
- （３）提出様式 質問書（公募様式第７号）
- （４）回答期限 質問を受けた日の翌開庁日までに、電子メールで回答する。
- （５）その他
 - ①表題は、「日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金 公募に関する質問」とする。
 - ②質問の内容を確認するために、本市から問い合わせる場合がある。
 - ③質問に対する回答は、公募要領等の追加又は修正とみなす。ただし、交付要綱に抵触する内容については、この限りでない。
 - ④参加希望者全員に周知すべき質問及び回答については、市ホームページに掲載するとともに、必要に応じて電子メールにて追加で連絡する。

13. 採択審査

(1) 審査方法等

- ①提出された公募に関する申込書及び添付書類に基づき、日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を行う。
- ②審査委員会は、以下に定める審査基準による書類審査等を実施し、中立の立場から厳正に審査します。ただし、審査委員の氏名及び審査の経過・内容等について、応募者を含め公表しないこととする。
- ③申請者全員に採択・不採択の結果を文書にて通知する。
- ④審査の結果、申請のあった補助金額から減額して採択する場合がある。
- ⑤審査の結果、「採択者該当なし」とする場合がある。
- ⑥審査結果の内容についての問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

◆設置主体の評価

項目	審査基準
申請者の所在地	申請者が本市に事務所又は事業所を有していること。
事業実績	これまでに同様の事業を実施した実績があること。 新規事業者の場合、今後の運営について明確な計画が立っており、実行できる体制が確保できる予定であること。
経営状況	経営状況が良好であり、事業拡大による施設整備・運営に支障がないこと。
事業継続	継続的に事業活動を行うことが確実と見込まれること。

◆事業計画の評価

項目	審査基準
事業実施の必要性	①公募の趣旨を踏まえた応募であること。 ②応募者の現状及び課題の把握が的確であること。 ③現状及び課題に対して本事業実施の必要性があること。
事業計画の妥当性	①「補助対象者の公募要件」を満たしていること。 ②本市内に製品等を導入する計画であること。 ③本事業計画が現状の課題を解決するために妥当なものであること。 ④補助対象経費を日向市内や宮崎県内の事業者から調達するよう努めていること。（加点項目）
事業計画の実現性	①設備導入及び運転資金の確保について、根拠があり、確実であること。 ②事業計画・収支計画の積算について根拠があり、安定性が見込まれること。 ③用地及び建物の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれ、製品等の導入に支障が生じる恐れがないこと。 ④事業計画の実現可能性に客観性があること。

(公募要領別添)

賃金台帳（事業場内最低賃金の確認書類）について

1. 提出が必要な書類

賃金台帳の写し（引上げ前と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月）

2. 賃金台帳とは

労働基準法第 108 条において、従業員を雇うすべての使用者（事業者）に作成・保管が義務付けられているものです。正社員、パート、アルバイトや契約社員など雇用形態にかかわらず、同事業場で働くすべての従業員について記載する必要があります。

3. 賃金台帳に記載すべき事項

労働基準法施行規則第 54 条において、下記の事項の記載が定められています。

- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 賃金計算期間
- ・ 労働日数
- ・ 労働時間数
- ・ 時間外労働時間数
- ・ 休日労働時間数
- ・ 深夜労働時間数
- ・ 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額
- ・ 控除項目とその額

4. 最低賃金の対象となる賃金について

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。

主な賃金ごとの対象・対象外は以下のとおりですので、こちらを参考に算定してください。また、対象・対象外の判断に迷われる場合には、必ず労働局等の所管機関にお尋ねください。

【最低賃金の対象となる賃金（例）】

- ・ 基本給
- ・ 住宅手当
- ・ 職務手当
- ・ 資格手当

【最低賃金の対象とならない賃金（例）】

- ・ 賞与
- ・ 時間外勤務手当
- ・ 休日出勤手当
- ・ 深夜勤務手当
- ・ 通勤手当
- ・ 家族手当
- ・ 皆勤手当
- ・ その他臨時に支払われる賃金（結婚手当など）